

新規 障害者等訪問入浴サービス事業を開始

入浴が困難な重度身体障害のある人を対象に、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴サービスを提供し、身体の清潔保持、心身機能の維持等を図る事業を開始します。

対 象 者 次の全ての要件を満たす方が対象となります。
(介護保険制度の訪問入浴介護等を利用できる方は除く)

- ①身体障害者手帳の交付を受けている方
- ②常時臥床(寝たきり等)又はこれに準ずる状態で、この事業を利用しなければ入浴が困難な方
- ③医師が入浴可能と認めた方
- ④家族等の付き添いが得られる方

利用回数 月に5回を限度 **利用者負担** 1割負担(所得等により限度額有) ▶地域福祉課 (☎64・3204)



新規 市役所(本庁)に手話通訳者を配置

聴覚障害者が市役所本庁舎に来庁した際、申請や届け出などのコミュニケーション支援を行うために、手話通訳者を配置しています。事前の予約等は必要ありません。ぜひご利用ください。

なお、各総合支所においては、タブレット型端末のテレビ電話機能を通じて手話通訳者が画面越しに通訳を行う遠隔手話通訳サービスも実施しています。

配置日時 月曜日～金曜日 9時～17時 **配置場所** 地域福祉課内 ▶地域福祉課 (☎64・3204)



新規 防犯機能付き電話機の購入費用の一部助成を開始

特殊詐欺は、詐欺犯からの1本の電話がきっかけとなり、言葉巧みに高齢者をだまし、金融機関からお金を振り込ませます。そこで、高齢者を含む世帯が防犯対策として「防犯機能付き電話機」を購入する費用の一部を補助します。

補助対象世帯 ・市内に住所を有し、申請日において、満65歳以上の方を含む世帯の方
・令和4年4月1日以降に対象の電話機を購入された方

対象機器 ・事前に登録していない電話番号からの着信に対し、ボタンが光るなどの注意を促す機能がある。
・通話内容を自動的に録音する機能及び着信相手に対し録音を行う旨の通知をする機能がある。
※公益財団法人全国防犯協会連合会が優良防犯機能付き電話機として推奨しているもの

補助台数 50台 **補助金額** 8千円を上限として補助します。 ※8千円を下回った場合はその金額とします。
※詳しくは、市ホームページをご覧ください。 ▶危機管理課 (☎64・3219)



新規 パートナースhip宣誓制度を新設

パートナーシップ宣誓制度は、一方又は双方が性的マイノリティであるお二人が、人生のパートナーとして共に協力して生活することを宣誓され、市が応援する制度です。

この制度は、法律上の婚姻等に準ずる効果はありませんが、お二人の関係が地域社会での理解につながり、市営住宅への入居申込等も可能になります。

宣誓できる方 次の①～④を全て満たす方

- ①恋愛や性愛の対象が異性のみでない方又は自分自身の認識する性が戸籍上の性別とは異なる方
- ②市内に住所を有する成人の方
- ③婚姻や事実婚をしていない方
- ④民法上、婚姻ができない近親者(3親等内の親族)ではない方

宣誓の流れ

宣誓希望日の3日前までに担当課まで事前予約をお願いします。

宣誓当日は、必ずお二人で担当課へ来庁の上、条件を確認するための必要書類を提出してください。

宣誓後、受領証及び証明カードを交付します。
※詳しくは、人権推進課までお問い合わせください。

▶人権推進課 (☎64・3151)



令和
4年度

たつの市が取り組む 新規・拡充 事業をお知らせします

2～4ページ

新規 不妊でお悩みのご夫婦へ妊活応援金の給付を開始

令和4年度から、特定の不妊治療を受けられたご夫婦の心理的・経済的負担の軽減を図るため、「妊活応援金給付事業」を実施しています。

給付対象者 特定の不妊治療(体外受精及び顕微授精)を受けた、たつの市に住民票のある夫婦(事実婚を含む)

給付の内容 1回の治療につき5万円(1年度につき3回まで) ※年齢及び通算給付回数の制限はありません。

給付の流れ

1. 給付申請 治療の終了後、必要書類を添えて健康課へ申請してください。
《申請書類》※申請様式は、健康課窓口又は市ホームページから取得できます。

- ①妊活応援金給付申請書兼請求書
- ②妊活応援金給付事業受診証明書
※医療機関の文書作成料は、申請者負担になります。
- ③事実関係に関する申立書(事実婚の場合のみ)
- ④その他市長が必要と認める書類

2. 審査、給付決定の通知
申請内容を審査し、決定通知書を郵送します。

3. 応援金の給付
ご指定の金融機関口座に応援金を振り込みます。

申請期限 治療を終了した日の属する年度の3月末日まで
※詳しくはお問い合わせください。

▶母子健康支援センターはつらつ(健康課) (☎63・5121)



令和4年3月31日以前に治療を開始された方へ

令和4年4月からの不妊治療の保険適用の拡充を受け、特定不妊治療費助成事業が廃止されます。国では移行期の治療計画に支障が出ないよう、令和4年3月31日以前に開始した年度をまたぐ1回の治療に限り、従前どおり助成の対象とする経過措置を講じることとしています。

該当される方については、まず兵庫県への申請が必要になりますので、詳しくは龍野健康福祉事務所(☎63・5686)へお問い合わせください。

拡充 HPV(ヒトパピローマウイルス)ワクチン予防接種の積極的勧奨を再開

子宮頸がん等の予防になるHPVワクチンについて、国において安全性が審議されていましたが、接種による有効性が副反応のリスクを上回ると認められ、積極的勧奨の再開が決定されました。

標準的な接種期間にあたる方に個別勧奨として予診票を送付します。

また、過去に積極的勧奨が差し控えられていた期間の方も公費で接種を受けることができます。



定期接種

対象者 小学6年生～高校1年生相当の女子

※ただし、標準的な接種年齢は中学1年生のため、令和4年度に中学1年生～高校1年生相当で一度も接種されていない方に予診票を送付します。小学6年生の方で接種を希望される方は、窓口で交付します。

積極的勧奨の差し控えによるキャッチアップ接種

国の積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対し、定期接種の機会としてキャッチアップ接種が設けられています。

対象者 平成9年4月2日～平成18年4月1日生まれ的女子

※平成12年度生まれ以降の女子で予診票を未交付の方に、順次予診票を送付予定です。

接種期間 令和4年4月～令和7年3月までの3年間

※平成18年度生まれの女子は令和5、6年の2年間、平成19年度生まれの女子は令和6年度の1年間がキャッチアップ接種の対象となります。

接種金額 いずれも無料

申請・問い合わせ先 母子健康支援センターはつらつ(健康課) (☎63・5121)

ワクチンの接種方法

定期接種として使用できるワクチンは2種類です。どちらのワクチンも一定期間をあけて、3回接種します。
※新型コロナワクチン予防接種前後2週間は他の予防接種を受けることができません。

実施医療機関と接種の流れ

予診票送付時に医療機関名簿を同封しています。また市ホームページでも確認できます。

接種を希望する方は、実施医療機関に予約し、たつの市の予診票と母子健康手帳を持参して接種してください。

過去に接種歴のある方は予診票を交付済みのため、送付しておりません。紛失等の場合は窓口で再発行します。母子健康手帳をご持参ください。

たつの市・太子町以外の医療機関にて接種する場合

医療機関にて自己負担金を支払っていただき、医療機関が発行する接種の領収書を母子健康支援センターはつらつ(健康課)又は各総合支所地域振興課に提出し償還払いの申請をしてください。(各総合支所は要予約)

手続きに必要なもの 領収証・母子健康手帳

